

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

### 香芝市規則第31号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「別表第2第12の項から第15の項まで」を「別表第2の5の2の項及び12の項から15の項まで」に改め、「休暇」の次に「(以下この条において「特定休暇」という。)」を加え、同条第4項中「別表第2第12の項から第15の項までの休暇」を「特定休暇」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「別表第2第12の項から第15の項までの休暇」を「特定休暇」に改める。

第18条中「別表第2の第6号及び第9号」を「別表第2の6の項及び9の項」に改める。

第22条第3項中「別表第2の第6号」を「別表第2の6の項」に改め、同条第4項中「別表第2の第9号」を「別表第2の9の項」に改める。

別表第2中「第18条」の次に「、第19条」を加え、同表の5の項の次に次のように加える。

5の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

(香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「別表第4の8の項及び9の項」を「別表第3の4の項、7の項及び8の項並びに別表第4の6の項及び7の項」に改める。

別表第3の3の項中「(1週間の勤務日の日数が5日以上とされている者に限る。)」を削り、同表中8の項を13の項とし、5の項から7の項までを5項ずつ繰り下げ、同表の4の項中「(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)」を削り、同項を同表の9の

項とし、同表の3の項の次に次のように加える。

<p>4 会計年度任用職員（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>5 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>6 女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>7 会計年度任用職員（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次</p>	<p>市長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>

<p>項において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>8 会計年度任用職員（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>

別表第3に次のように加える。

<p>14 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>医師の証明書等に基づき最小限度必要と認める日数のうち3日</p>
--------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

別表第4中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を削り、6の項を4の項とし、同表の7の項中「（条例第8条の2第1

項に規定する子をいう。以下同じ。) 」を削り、同項を同表の5の項とし、同表中8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。